

改正

平成28年3月18日告示第28号
廃止 平成29年2月23日告示第6号
平成30年2月22日告示第14号
平成31年3月26日告示第12号
令和6年3月29日告示第70号
令和6年7月1日告示第126号
令和8年3月31日告示第52号

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雪下ろし作業の軽減及び雪下ろし作業中の転落事故を未然に防止するため、町内施工業者により克雪住宅化工事等を行った者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内において自ら居住又は所有する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (2) 克雪住宅 住宅の屋根全体に(3)、(4)、(6)に規定する措置又はいずれかを併用した措置を講じた住宅をいう。
- (3) 融雪型克雪住宅 屋根に熱エネルギー（電気、ガス、灯油、日照、外気等）の利用による融雪のための措置（地下水の解放利用を伴うものを除く。）を講じた住宅をいう。
（第4条において「融雪のための措置」という。）
- (4) 自然落雪型克雪住宅 屋根に次に掲げる全ての措置（第4条において「自然落雪のための措置」という。）を講じた住宅で、落下した雪による危害が生ずるおそれがないことを住宅所有者からの誓約書等の提出により市町村が確認しているものをいう。
 - ア 形状を切妻、片流れ又はこれに類する単純なものとする。
 - イ 勾配を次のいずれかとする。
 - (ア) 10分の5.5以上
 - (イ) 10分の3.5以上かつ、塗装等の処理により高い滑雪性を有するもの（ただし、積雪時等において小屋裏に熱を送るなどにより、屋根裏の雪氷を融かすもの等、町長が落雪性能を有すると認めた措置を講じた場合にあつては、屋根の勾配については10分の3以上とする。）
 - ウ 屋根葺き材を金属板とし、葺き方を平葺き、一文字葺き、横葺き又はこれに類する突出部の少ないものとする。
 - エ 雪割の設置その他の方法により滑雪上支障となる棟部での雪のつながりを防ぐ構造とすること。
 - オ 雪止め金物、煙突、屋根付小窓等、滑雪上支障となる突起物を屋根面に設置しないこと。
- (5) 町内施工業者 山ノ内町に事業所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主を

いう。

- (6) 雪下ろし型克雪住宅 雪下ろし作業の安全対策の向上が図られる命綱固定アンカーの設置その他これに類する措置を講じた住宅をいう。
- (7) 高齢者世帯等 次のいずれかに掲げる世帯をいう。
 - ア 高齢者世帯 生計の中心となる者が、60歳以上の世帯
 - イ 母子世帯及び父子世帯 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に定める母子家庭又は父子家庭である世帯
 - ウ 傷病・障がい者世帯 生計の中心となる者が、傷病・心身障がい者である世帯
 - エ その他必要と認める世帯 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護世帯等で、町長が特に必要と認める世帯

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとし、町内施工業者により克雪住宅の整備を行う者とする。

- (1) 本町に住民登録を行っている者又は克雪住宅の整備にあわせ、本町に住民登録を行う見込みの者
- (2) 町税の滞納がない者（生計を共にする世帯員を含む。）
- (3) 過去にこの要綱により対象となる住宅において、補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 補助対象工事による融雪及び落雪により、近隣へ危害を及ぼすおそれがないことの誓約書を提出できる者
- (5) 補助対象工事について、他の補助金の交付を受けていない者

(経費及び補助率)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

経費	補助率
融雪型克雪住宅の新築、増築若しくは改築をする者又は現に存する住宅（既に融雪のための措置又は自然落雪のための措置が講じられているものを除く。）の屋根を改修して融雪型克雪住宅若しくは自然落雪型克雪住宅（部分的に融雪のための措置及び自然落雪のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅を含む。）とする者が行う住宅整備に要する経費の合計額。ただし、1戸当たりの額は、融雪型克雪住宅にあつては融雪のための措置に要する工事費3,000,000円（高齢者世帯等の場合にあつては2,700,000円）、自然落雪型克雪住宅にあつては自然落雪のための措置に要する工事費2,400,000円（高齢者世帯等の場合にあつては2,100,000円）を補助対象限度額とする。 なお、部分的に融雪のための措置及び自然落雪のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅の場合にあつては、融雪のための措置及び自然落雪のための措置に要する工事費3,000,000円（高齢者世帯等の場合にあつては2,800,000円）を補助対象限度額とする。	4分の1以内 （高齢者世帯等の場合にあつては3分の1以内)
現に存する住宅（既に融雪のための措置、自然落雪のための措置又は雪下ろしの安全対策の向上のための措置が講じられているものを除	3分の2以内

く。)を改修して雪下ろし型克雪住宅(部分的に融雪のための措置又は自然落雪のための措置のうちいずれかを併用して雪下ろしの安全対策の向上のための措置を講じた住宅を含む。)とする者が行う住宅整備に要する経費の合計額。ただし、1戸当たりの額は、雪下ろしの安全対策のための措置に要する工事費300,000円を補助対象限度額とする。

なお、部分的に融雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅の場合にあっては、融雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置に要する工事費3,000,000円(高齢者世帯等の場合にあっては2,700,000円)を補助対象限度額とし、部分的に自然落雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置のそれぞれを併用して講じた住宅の場合にあっては、自然落雪のための措置及び雪下ろしの安全対策の向上のための措置に要する工事費2,400,000円(高齢者世帯等の場合にあっては2,100,000円)を補助対象限度額とし、その補助対象経費の4分の1を補助する。(高齢者世帯等の場合にあっては、その補助対象経費の3分の1を補助する。)

2 補助金額は、補助金の交付の対象となる経費に補助率を乗じた額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てるものとする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる関係書類を添えて、工事着手前に町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに山ノ内町克雪住宅普及促進事業計画変更承認申請書(様式第3号)に別表第1に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき。

(2) 施工箇所又は施工方法に変更があるとき。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、山ノ内町克雪住宅普及促進事業計画変更承認通知書(様式第4号)により、当該補助事業者には通知するものとする。

(補助事業の中止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、山ノ内町克雪住宅普及促進事業中止(廃止)届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金実績報告書(様式第6号)に別表第1に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

い。

2 前項に規定する書類は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告があったときは、報告書等の書類の審査により、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金確定通知書を受けた者は、速やかに、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金請求書(様式第8号)を町長へ提出しなければならない。

(補助金交付の取消)

第11条 町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消するとともに既に交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したときは、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金取消決定通知書(様式第9号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年6月10日から適用する。

附 則 (平成28年3月18日告示第28号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月23日告示第6号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月22日告示第14号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日告示第12号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第70号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月1日告示第126号)

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日告示第52号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条第1項、第6条第1項、第8条第1項関係)

申請書	添付書類
-----	------

<p>克雪住宅普及促進 事業補助金交付申 請書 (様式第1号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 世帯員全員が記載されている住民票 2 位置図、配置図、建物平面図、立面図 3 屋根の克雪化のための措置に関する施工計画図 4 見積書又は設計書の写し（工事費の内訳が分かるもの） 5 建物及び工事箇所の現況写真 6 町税の納税証明書（生計を共にする世帯員を含む） 7 家屋の所有が証明できる書類 8 誓約書 9 その他町長が必要と認める書類
<p>克雪住宅普及促進 事業計画変更承認 申請書 (様式第3号)</p>	<p>補助金交付申請書に添付する書類のうち、計画変更に係るもの</p>
<p>克雪住宅普及促進 事業補助金実績報 告書 (様式第6号)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事契約書又は請書及び領収書の写し 2 工事写真（施工中及び完成後のもの） 3 屋根の克雪化のための措置に関する施工図（計画図と同じ場合は省略可） 4 工事積算書（見積書等と同じ場合は省略可） 5 その他町長が必要と認める書類

様式第1号（第5条第1項関係）

様式第1号（第5条第1項関係）

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

対象住宅	住 所	〒 _____	
	所 有 者	_____	
	所有者と申請者が異なる場合の同意	申請者 _____ が実施する対象住宅の屋根の克雪化工事について同意します。 所有者 _____ 印	
屋根の克雪化方法		_____	
屋根の克雪化のために要する工事費		_____ 円（税込）	
施工業者	住 所	〒 _____	
	名称・電話	_____（電話： _____）	
工事予定期間		_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日	
振込先	金融機関	_____	口座番号 _____
	口座種類	普通 ・ 当座	口座名義(カナ) _____

【添付書類】①世帯員全員が記載されている住民票及び外国人登録原票記載事項証明書

- ②位置図、配置図、建物平面図
- ③屋根の克雪化のための措置に関する施工計画書
- ④見積書又は設計書の写し（工事費の内訳がわかるもの）
- ⑤建物及び工事個所の現況写真
- ⑥町税の納税証明書（生計を共にする世帯員を含む）
- ⑦家屋の所有が証明できる書類
- ⑧誓約書

※ 添付書類①、⑥及び⑦については、町税課税資料及び住民基本台帳の閲覧を、署名及び押印をもって承諾した場合は不要です。

署名 _____ 印

様式第2号（第5条第2項関係）

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付決定通知書

指令第 号
年 月 日

様

山ノ内町長

㊟

年 月 日付けで申請のありました山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金について、審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業は、本年度末までに完了してください。（本事業の目的から積雪前の完了が原則となります。）
- (2) 補助対象事業が完了した場合、30日以内に実績報告書を関係書類とともに提出してください。
- (3) 補助金を受ける権利を、第三者に譲渡し又は担保にすることはできません。
- (4) 次に掲げる場合においては、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めます。
 - ① 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
 - ② 要綱の規定に違反したとき
- (5) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに申請して承認を得てください。
 - ① 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき
 - ② 施工箇所又は施工方法に変更があるとき
 - ③ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
- (6) やむを得ず事業を中止又は廃止しようとするときは、届け出てください。

様式第3号 (第6条第1項関係)

様式第3号 (第6条第1項関係)

山ノ内町克雪住宅普及促進事業計画変更承認申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付け 町指令 第 号で交付決定を受けた山ノ内町克雪住宅普及促進事業の計画を変更したいので、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

変更交付申請額 円

前回交付申請額 円

変更増減額 円

2 事業完了の予定期日等

変更後事業完了予定年月日 年 月 日

(変更前事業完了予定年月日 年 月 日)

3 変更理由、変更内容

様式第4号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

山ノ内町長

印

山ノ内町克雪住宅普及促進事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった山ノ内町克雪住宅普及促進事業計画変更承認申請書については、審査の結果、下記のとおり承認しましたので、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

変更交付決定額	円
前回交付決定額	円
変更増減額	円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業は、本年度末までに完了してください。（本事業の目的から積雪前の完了が原則となります。）
- (2) 補助対象事業が完了した場合、30日以内に実績報告書（様式第6号）を関係書類とともに提出してください。
- (3) 補助金を受ける権利を、第三者に譲渡し又は担保にすることはできません。
- (4) 次に掲げる場合においては、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めます。
 - ① 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
 - ② 要綱の規定に違反したとき
- (5) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、速やかに申請して承認を得てください。
 - ① 補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするとき
 - ② 施工箇所又は施工方法に変更があるとき
 - ③ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき
- (6) やむを得ず事業を中止又は廃止しようとするときは、届け出てください。

様式第5号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

山ノ内町克雪住宅普及促進事業中止（廃止）届出書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付け 町指令 第 号で、交付決定を受けた山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金に係る事業を、下記の理由から中止（廃止）したいので届出します。

記

中止（廃止）の理由

様式第6号（第8条第1項関係）

様式第6号（第8条第1項関係）

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金実績報告書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付け 町指令 第 号で交付決定を受けた山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金に係る事業が下記のとおり完了したので、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額及び清算額

交付決定額 円

清 算 額 円

2 克雪住宅整備の概要

住宅の所在地	
屋根の克雪化のための措置に要する工事費	

3 事業完了年月日 年 月 日

様式第7号 (第9条関係)

達第 号 年 月 日
様
山ノ内町長
印
山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金確定通知書
年 月 日付け 町指令 第 号で交付決定した山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金の額を 円と確定します。

様式第8号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金請求書

年 月 日

山ノ内町長 様

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日付け 達第 号で補助金額の確定がありましたので、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	
本(支)店(所)名	
口座種別 (○で囲む)	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

様式第9号 (第11条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

山ノ内町長

㊟

山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定(確定)をした、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金につきましては、審査の結果、当該補助金交付決定(確定)の取消となりましたので、山ノ内町克雪住宅普及促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

なお、同条の規定により下記の期日までに補助金を返還してください。

記

- 1 補助対象となった建物の所在地
- 2 補助金額
 - ・既補助決定(確定)額 円
 - ・交付取消額 円
 - ・取消後の金額 円
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 取消しの理由